電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

電力広域的運営推進機関	業務規程 新旧対照表
変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
令和 <u>年月日</u> 変更	令和 <u>年月日</u> 変更
業務規程	業務規程
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(変更履歴)	(変更履歴)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更	平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更	平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更	平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更	平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更	平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更	平成30年4月1日変更
平成30年6月29日変更	平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更	平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更	平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更	令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更	令和2年2月1日変更
令和2年3月30日変更	令和2年3月30日変更
令和2年7月8日変更	令和2年7月8日変更
令和2年10月1日変更	令和2年10月1日変更
令和3年4月1日変更	令和3年4月1日変更
令和3年4月16日変更	令和3年4月16日変更
令和3年7月1日変更	令和3年7月1日変更
令和4年2月1日変更	令和4年2月1日変更
令和4年4月1日変更	令和4年4月1日変更
令和4年4月1日変更	令和4年4月1日変更
令和4年7月5日変更	令和4年7月5日変更
令和5年4月1日変更	令和5年4月1日変更
令和5年4月3日変更	令和5年4月3日変更
令和5年7月1日変更	令和5年7月1日変更
令和 年 月 日変更	令和 年 月 日変更
	令和 年 月 日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(用語)	(用語)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。	2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
一~九 (略)	一~九 (略)
十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラ	十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が調整力
<u>インで調整ができない</u> 発電設備の出力抑制等によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。	としてあらかじめ確保していない発電設備の出力抑制等によっても電気の余剰が解消できない場
	合をいう。
十一~四十五 (略)	十一~四十五 (略)
(供給計画の案に基づく調整)	(供給計画の案に基づく調整)
第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周	第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周
波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容	波数の維持、適切な流通設備形成の観点及び第28条の2に定める事項を考慮の上、その内容を確認
を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給	し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の
計画の案の再提出を求める。	案の再提出を求める。
2 • 3 (略)	2 · 3 (略)
(供給計画の取りまとめ等)	(供給計画の取りまとめ等)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業	2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、 <u>次条</u> に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通
務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。	じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。
一~三 (略)	$-\sim$ 三 (略)
(新設)	3 需給バランス評価は、本機関が一般送配電事業者たる会員が想定する一般送配電事業者たる会員の
	供給区域需要及び電気事業者から提出された供給計画の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表
	する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。
3 本機関は、需給バランス評価に当たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対し	4 本機関は、需給バランス評価に当たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対し
て、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。	て、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。
	(供給計画の取りまとめ等における考慮事項)
(新設)	第28条の2 第26条第1項の調整及び前条第2項の検討の際の会員ごとの考慮事項は次の各号に
	掲げるとおりとする。
	一 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員(配電事業者たる会員にあっては、エを除く。)_
	ア 供給計画における需要想定と第23条第1項の規定により提出を受けた需要想定との間の相
	違の有無及び程度
	<u>イ</u> 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度
	<u>ウ</u> 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。)に照らし、
	供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか
	<u>エ</u> <u>需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているかどうか</u>
	<u>オ</u> 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系
	統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
	カーその他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
	二発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員
	ア供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点があるかどう
	<u> </u>
	<u>イ</u> 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員の供給先である一般送配電事業者たる会員の供給 3

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無
	<u>ウ</u> その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
	三 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員
	<u>ア</u> 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度
	<u>イ</u> 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどう
	<u>ታ</u>
	<u>ウ</u> 需要に対して、必要な供給力が確保されているか否か
	工 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性(沖縄地域及びその他地域の離島等(法第2
	条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。)に限る。)
	四 送電事業者及び特定送配電事業者たる会員
	ア 供給計画の案に記載された流通設備計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長
	期方針及び広域系統整備計画との整合性
	<u>イ</u> その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
(供給計画の送付及び公表等)	(供給計画の送付及び公表等)
第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる	第29条 本機関は、 <u>第28条</u> の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲
検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経	げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、
済産業大臣に送付する。	経済産業大臣に送付する。
$-\sim$ 三 (略)	一~ <u>三</u> (略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
(供給計画等に関する情報の共有)	(供給計画等に関する情報の共有)
第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提	第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提
出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共	出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共
有する。	有する。
$-\sim$ 三 (略)	一~三 (略)
(新設)	<u>四</u> 調整力に関する計画書
(新設)	五 発電所発電・補修計画明細書
2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電	2 本機関は、供給計画に記載された発電所 <u>及び蓄電所</u> の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、
事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えら	一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必
れる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。	要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。
3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案	3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所及び蓄電所の建設
に資する情報を、会員に共有する。	計画の立案に資する情報を、会員に共有する。
4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送	4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送
料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有す	料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有す
る。	る。
$-\sim$ 三 (略)	一~三 (略)
四 発電所の開発等についての計画書	四 発電所 <u>及び蓄電所</u> の開発等についての計画書
(追加オークションの実施判断)	(追加オークションの実施判断)
第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オー	第32条の21 本機関は、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断するた
クションの実施の要否を判断する <u>。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容</u>	<u>めに調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線(以下「調達オークション需要曲</u>
量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。	線」という。)の原案を策定する。

(削る)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
メインオークションの約定総容量	
二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定の	(削る)
増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力	
2 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オー	2 本機関は、前項の規定により作成した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項
クション <u>又は</u> リリースオークション <u>のいずれかを実施する。</u>	<u>を考慮した上で算定した確保している供給力に基づき</u> 、調達オークション <u>若しくは</u> リリースオークシ
	ョン又はその両方の実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークシ
	ョンの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するも
	<u>のとする。</u>
(新設)	一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度
	開始の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量
(新設)	二 メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定の
	増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力
(新設)	三 メインオークションの容量提供事業者が実需給年度開始の2年前に実施する容量停止計画の調
	整業務に基づく停止電力
(新設)	四 一定の蓋然性が認められる容量市場外の供給力として、国の関連審議会等により整理された供
	<u>給力</u>
3 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供	
<u>給力と価格の関係を示した曲線(以下「調達オークション需要曲線」という。)又は</u> リリースオーク	クションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線(以下「リリースオークション供給曲線」と
ションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線(以下「リリースオークション供給曲線」とい	いう。)の原案を策定する。
う。)の原案を策定する。	
4 本機関は、 <u>前項</u> の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。	4 本機関は、前各項の規定により判断した追加オークションの実施の要否及び策定した原案を国の関
	連審議会等に提出し、その意見を求める。
	5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、 <u>追加オークションの実施及び</u> 調達オーク
オークション供給曲線を決定する。 6 (略)	ション需要曲線 <u>若しくは</u> リリースオークション供給曲線 <u>又はその両方</u> を決定する。 6 (略)
6 (略) (長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)	(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)
第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。) 及び第32条の14から第	
32条の20までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合にお	
いて、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。	
- CONTRACTOR CONTRACTO	ョン」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。
(ペナルティ)	(ペナルティ)
第32条の41 (略)	第32条の41 (略)
2 (略)	
3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電	3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電
気事業者たる会員へ還元する。	気事業者たる会員へ還元する。 <u>ただし、容量拠出金を滞納している小売電気事業者たる会員に対して</u>
	はこの限りでない。
4 (略)	4 (略)
	(容量拠出金の追加請求)
(新設)	第32条の42 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が対象実需給
	年度の容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小
	売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。
	5

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	(容量拠出金の支払いの催告)
(新設)	第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出
	金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求金額の支払いを催告す
	<u>る。</u>
	2 前項の新たな支払い期限は、当該請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。
	3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の規定により指定する新たな支払い期限
	までに当該請求金額を支払わない場合は、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大
	<u>臣に報告する。</u>
(緊急時における特別オークションの実施)	(緊急時における特別オークションの実施)
第32条の <u>42</u> (略)	第32条の <u>44</u> (略)
(容量市場の機能の検証)	(容量市場の機能の検証)
第32条の <u>43</u> (略)	第32条の <u>45</u> (略)
(報告書の作成)	(報告書の作成)
第32条の <u>44</u> (略)	第32条の <u>46</u> (略)
(分析ツールの具備)	(分析ツールの具備)
第32条の <u>45</u> (略)	第32条の <u>47</u> (略)
(情報の取扱い)	(情報の取扱い)
第32条の <u>46</u> (略)	第32条の <u>48</u> (略)
(電源入札等の実施)	(電源入札等の実施)
第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、発電等用電気工作物(発電用の電	第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、次の各号に掲げる業務(以下「電
気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。) の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運	源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、
用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の	電源入札等を実施する。
再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維	
持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源	
入札等を実施する。	
(新設)	一 発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)の新増
	設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若し
	くは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供
	給能力の確保に関する業務
(新設)	<u>二</u> 休止している発電等用電気工作物の維持及び運用
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)	(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)
第36条 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、送配電等	第36条 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、次の各号
業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検	に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討を行う。
<u>討を行う。</u>	ただし、第33条第1項第2号に掲げる業務を行う電気供給事業者(以下「予備電源維持運用者」と
	いう。)を募集する場合においては、この限りでない。
	一 全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証
	<u>二 会員の供給力等の確保状況</u>
	ア 小売電気事業者等(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大き
	い事業者に限る。以下、この条で同じ。)の供給力の確保状況

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	<u>イ</u> 発電事業者及び特定卸供給事業者(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価
	への影響が大きい事業者に限る。)の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転
	<u>計画</u>
	ウ 一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況
	三 小売電気事業者等の需要実績及び需要想定
	<u>四</u> 危機管理上の需給変動リスク分析
	<u>ア</u> 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調
	達リスク
	 イ その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項
	五 容量市場における供給力の確保状況(特別オークションが実施された場合に限る。)
2 (略)	2 (略)
3 本機関は、第1項の検討に基づき、電源入札等を実施する必要性があると認めたときは、電源入札	3 本機関は、第1項の検討又は国からの実施要請に基づき、電源入札等を実施する必要性があると認
等を開始する。	めたときは、電源入札等を開始する。
(基本要件の検討)	(基本要件の検討)
第37条 本機関は、電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源	第37条 本機関は、第33条第1項第1号に掲げる業務を行う電気供給事業者を募集する電源入札等
入札等の実施に関する基本的な要件(以下「電源入札等の基本要件」という。)を決定する。	の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な
	要件(以下「電源入札等の基本要件」という。)を決定する。
(新設)	2 本機関は、予備電源維持運用者を募集する電源入札等の実施を決定する際には、国の関連審議会等
	において示された必要事項等を踏まえ、電源入札等の基本要件を決定する。
(新設)	3 前2項の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、予備電源維持運用者を
	募集する場合においては、第5号中「供給力を提供すべき」とあるのは、「休止している発電等用電
	気工作物を維持及び運用すべき」とするほか、第4号及び第9号に掲げる事項の記載は、省略するこ
	とができる。
	一 電源入札等を行う供給区域
	三 電源入札等の対象となる電源等(発電等用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除
	<u> </u>
	四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件
	五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間
	<u> </u>
	一
	九 電気の販売に関する条件
	十 電源入札等補填金の上限価格(上限価格が設定されている場合に限る。)
	十一 募集スケジュール
	十二 その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項
2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、電源入札等の補填	4 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、電源入札等補填金
金(以下「電源入札等補填金」という。)の上限価格を定めた場合については、これを非公表とする	の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。
ことができる。	
(電源等維持運用者の募集)	(電源等維持運用者の募集)
	第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、次の各号に掲げる手順により、電源等維持運用
	7

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
等維持運用者を募集する。	者を募集する。
	一 電源入札等の開始の公表
	本機関は、第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始につ
	いて公表する。
	二 募集要綱の策定・公表
	本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電
	源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入
	札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源等維持運用者の電気の販売に関する条件
	その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当た
	っては、原則として会員の意見を聴取するとともに、第5条第2項の規定により、公表する内容を
	検討するものとする。
	三二説明会の開催
	本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要綱の説明会を
	<u>開催する。</u>
2 (略)	2 (略)
(電源等維持運用者の決定)	(電源等維持運用者の決定)
第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める	第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において次の各号に掲げる評価項目に
評価項目について、応募者の評価を行い、電源等維持運用者を決定する。	ついて応募者の評価を行い、これに基づき電源等維持運用者を決定する。ただし、予備電源維持運用
	者を募集する場合においては、次の各号に掲げる項目のうち、一部の評価を省略することができる。
	一 法律又は政省令への適合性
	<u>二 応募価格</u> 上限価格に対する応募価格(上限価格が設定されている場合に限る。)
	三 技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等
	四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の確実
	性等
	五 事業継続性 事業者の財務健全性、発電等用電気工作物の維持・運用等に関する経験、保守・運
	用の体制等
	六 経済性 工事費(系統増強に係る工事費を含む。)、燃料費、修繕費等
	七 環境影響
	八 その他募集要綱で定める事項
2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。	2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。
一(略)	一 (略)
二電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間	二 電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 (予備電源維持運用者を募集する場合
	においては、休止している発電等用電気工作物の維持及び運用する量及び期間) - (1)
三(略)	
(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)	(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)
第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等にお	
いて、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札	
等を実施する。	等を実施する。 <u>ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、この限りでない。</u>
(広域連系系統の設備形成)	(広域連系系統の設備形成)
第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域	
連系系統の設備形成に係る業務を行う。	り、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)	(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)
第51条の2 (略)	第51条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面で通知するものとす	- 3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面 <u>又は電磁的方法</u> で通知
る。	するものとする。
4 (略)	4 (略)
(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)	(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)
第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第5	5 第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第5
1条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果によりま	↑ 1条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計
画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセス	画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセス
を開始しない旨及びその理由を書面で通知する。	を開始しない旨及びその理由を書面 <u>又は電磁的方法</u> で通知する。
(計画策定プロセスの進め方の公表)	(計画策定プロセスの進め方の公表)
第55条 (略)	第55条 (略)
2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場	易 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場
合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書	合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書
面で通知する。	面又は電磁的方法で通知する。
3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プ	3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プ
ロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に <u>書面で</u> 通知する。	ロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に通知する。
(実施案等の募集の実施)	(実施案等の募集の実施)
第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合に	第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合に
は、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。	は、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。
一・二 (略)	一•二 (略)
三 応募意思の確認	三 応募意思の確認
本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書 <u>の提出を</u> 受ける。	本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出 <u>を書面又は電</u>
	<u>磁的方法にて</u> 受ける。
四~七 (略)	四~七 (略)
2・3 (略)	2 • 3 (略)
(受益者及び費用負担割合等の決定)	(受益者及び費用負担割合等の決定)
第59条 (略)	第59条 (略)
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書	
面による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。	面又は電磁的方法による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。
(計画策定プロセスの延長時の扱い)	(計画策定プロセスの延長時の扱い)
第59条の2 (略)	第59条の2 (略)
2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請	2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請し
した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を書面で通知する。	た者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を書面又は電磁的方法で通知す
	る。
(広域系統整備交付金の交付)	(広域系統整備交付金の交付)
第64条の2 (略)	第64条の2 (略)
$2\sim4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から 当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号) 別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第 3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主 体に対して当該年度の早期に交付する。	5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から 当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号) 別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第 3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主 体に対して当該年度に交付する。
(系統設置交付金の交付)	(系統設置交付金の交付)
第64条の3 (略)	第64条の3 (略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第 1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付 金の額を算定する。	
5 (略)	5 (略)
6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度の早期に交付する。	流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表
	(特定系統設置交付金の交付)
(新設)	第64条の4 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画において再生可能
	エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、認定整備等事業者に対して、特定
	系統設置交付金を交付する。
	2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、法第28条
	<u>の50第2項に規定する認定整備等計画(以下単に「認定整備等計画」という。)に従い設置を行う</u>
	流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。
	3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごと
	に経済産業大臣に毎年度提出する。
	4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で
	定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める
	算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。 5 大機関ル 第 3 元 の根式は 1 18 日 11 は 5 元 か 記 京都 は 2 元 世 2 元 1 18
	<u>5</u> 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事
	項を通知する。
	6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から 火港液系設備の使用な関係した日の第日の屋本ス年度は変の関。存年度、第4項の担宅により第字目
	当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定し た特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して当該年度
	<u>に交付する。</u> (答念の登付け)
(李庆章九)	(資金の貸付け) 第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備
(新設)	<u>第64条の5</u> 本機関は、認定整備等事業有に対して、認定整備等計画に基づさ設直等を行り流通設備 の設置及び維持に必要な資金を貸し付ける。
	<u> </u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を
	行う流通設備の設置及び維持に必要な資金の借入申請を受ける。
	3 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件その他の必要な事項を決定
	<u>する。</u>
	4 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し貸付けに係る条件その他
	<u>の必要な事項を通知する。</u>
	5 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結す
	6 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を
	<u>貸し付ける。</u>
	<u>7</u> 本機関は、第5項の規定により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が
	ー 必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。
(新設)	第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の設
(N-1電制の際の費用精算に関する妥当性確認)	
第64条の4 (略)	第64条の7 (略)
2 (略)	2 (略)
3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確	3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確
認の結果を速やかに書面にて回答する。	認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。
(事前相談の検討)	
第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用す	第69条 本機関は、事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受け付けたときは、連系先となる
る一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)	
に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を	事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備がある
求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。	ときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
(接続検討)	(接続検討)
第71条 本機関は、接続検討の申込書類 <u>の提出を</u> 受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨	第71条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、一般送配電事業者等
を通知する。	に対して、その旨を通知する。
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
(接続検討の回答)	(接続検討の回答)
第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、	第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、
特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書	特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書
面にて回答するとともに必要な説明を行う。	面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。
一~八 (略)	一~八 (略)
2 · 3 (略)	2 • 3 (略)
(新設)	第4節 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス
(新設)	第96条の2 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続、その他同
	プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法に
	<u>プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のワェブサイトへの掲載等の方法に</u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	よって公表する。
	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の受付等)
(新設)	第96条の3 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会に対する一般
	送配電事業者等の回答内容を踏まえた上で、連系先となる送電系統の増強を希望する者(増強を希望
	する送電系統に連系している発電設備等の最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の者に限
	る。)から、発電事業者提起による混雑緩和プロセスの概要検討の申込みの受付を行う。
	2 本機関は、前項の規定により受け付けた概要検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事
	業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける保証金の算定方法)
(新設)	第96条の4 本機関は、混雑の緩和を目的に連系先の送電系統の増強を希望する者が混雑緩和希望者
	提起による系統増強プロセスにおけるプロセス開始の申込み及びプロセスへの応募の申込みを一般
	送配電事業者等に行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、
	<u>公表する。</u>
	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等)
(新設)	第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた法令や本機関の
	規定等の改正及び電気の需給状況の極めて大幅な変動等を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公
	平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合
	は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの
	中止又は中断を要請する。
	2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者又は配電事業者
	たる会員から、意見を聴取する。
<u>第4節</u> その他	<u>第5節</u> その他
(需給状況の悪化時の指示又は要請)	(需給状況の悪化時の指示又は要請)
第111条 (略)	第111条 (略)
2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に	2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者
対し、前項各号の事項を要請する。	に対し、前項各号の事項を要請する <u>ことができる。</u>
(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)	(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)
第114条 (略)	第114条 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	3 本機関は、前2項の規定により第111条第1項の指示を行うときは、送配電等業務指針に定める
	ところにより、一般送配電事業者たる会員が下げ調整力が不足する場合の措置として行う順位に基づ
	き指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、この限りでない。
(緊急時の対応)	(緊急時の対応)
第175条 (略)	第175条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権	5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権
限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機	限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機
の措置を <u>取る</u> ことができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。	の措置を <u>とる</u> ことができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。
6 ・ 7 (略)	6・7 (略)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管	第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、返還命令等による徴収、納付金の徴
理等	収並びに交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理等
第1節 交付金の交付及び納付金の徴収	第1節 交付金の交付、返還命令等による徴収及び納付金の徴収
(供給促進交付金の交付業務)	(供給促進交付金の交付業務)
第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進 交付金(再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同	
じ。) <u>の交付に関する業務を行う。</u>	じ。)を交付する業務を行う。
2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネ	2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネ
ルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに	ルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金、再生可
第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。	能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定により本機関が返還
	命令等により徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機
	関に帰属した金銭並びに再生可能エネルギー電気特措法第2条の6の規定により政府が講ずる予算
	上の措置に係る資金をもって充てる。
3 • 4 (略)	3 · 4 (略)
<u> </u>	(調整交付金の交付業務)
、	
配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者(以下「FIT電気買取事業者」という。)における	
再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措	再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措
法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の費用負担を調整す	法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負
るため、FIT電気買取事業者に対して調整交付金(再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第	担を調整するため、FIT電気買取事業者に対して、調整交付金(再生可能エネルギー電気特措法第
2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。) <u>の交付に関する業務を行う。</u>	15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。)を交付する業務を行う。
2項に焼足りる調金交的金をいう。以下向し。) <u>の交的に関する業務を行う。</u> 2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、再生可能エネル	2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、再生可能エネル
2 - 調金文竹金は、丹生可能エイルイ - 電気付指伝第13条の2第2項の規定により、丹生可能エイル ギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第	
	ギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金、再生可能
15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。	エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定により本機関が返還命会なるより、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学にまり、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学により、大学によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
	今等により徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関
	<u>に帰属した金銭</u> 並びに <u>再生可能エネルギー電気特措法</u> 第15条の5の規定により政府が講ずる予算
O (mtr.)	上の措置に係る資金をもって充てる。
3 · 4 (略)	3・4 (略)
(系統設置交付金の交付業務)	(系統設置交付金の交付業務)
第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電	
事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物(変電用又は送電用のものに	事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物(変電用又は送電用のものに
限る。)であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、 <u>当該電気工</u>	
<u>作物の設置及び維持に要する費用を</u> 当該 <u>電気工作物</u> を使用する期間にわたり <u>回収するため</u> 、一般送配	のを設置するときは、当該 <u>系統電気工作物</u> を使用する期間を対象として、一般送配電事業者又は送電
電事業者又は送電事業者に <u>対する</u> 系統設置交付金 <u>の交付に関する業務を行う。</u>	事業者に <u>対して、</u> 系統設置交付金 <u>を交付する業務を行う。</u>
	(特定系統設置交付金の交付業務)
(新設)	第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第2項の規定により、認定整
	備等事業者が系統電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置し
	ようとするときは、当該系統電気工作物の工事を開始した日から当該流通設備の使用を開始した日の
	前日までの期間を対象として、認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する業務を行
	<u></u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	(返還命令等による徴収)
(新設)	第180条の6 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項の規定により、再生
	可能エネルギー電気特措法第15条の11第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定によ
	り当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。
	2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー
	電気特措法第29条の2第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を
	命ぜられた金額を徴収する。
(小売電気事業者等に係る納付金の徴収)	(小売電気事業者等に係る納付金の徴収)
第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交	第180条の7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交
付金、調整交付金及び系統設置交付金(以下この節において「交付金」と総称する。)の交付の業務	付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金(以下この節において「交付金」と総称
に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、 <u>小売電気事業者等(</u> 小売電気	する。)の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電
事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。)から、納付金を徴収する。	気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者から、納付金を徴収する。
(FIT電気買取事業者に係る納付金の徴収)	(FIT電気買取事業者に係る納付金の徴収)
第180条の <u>6</u> (略)	第180条の <u>8</u> (略)
(徴収等業務規程)	(徴収等業務規程)
第180条の <u>7</u> (略)	第180条の <u>9</u> (略)
(入札業務)	(入札業務)
第180条の <u>8</u> (略)	第180条の <u>10</u> (略)
(入札業務規程)	(入札業務規程)
第180条の <u>9</u> (略)	第180条の <u>11</u> (略)
第3節 解体等積立金の管理	第3節 交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理
(積立金管理業務)	(積立金管理業務)
第180条の <u>10</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法 <u>第15条の13</u> の規定により、本機関に	第180条の <u>12</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法 <u>第15条の19</u> の規定により、本機関に
積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務(以下「積立金管理業務」という。)を行う。	積み立てられた <u>交付金相当額積立金及び</u> 解体等積立金の管理に関する業務(以下「積立金管理業務」
	という。)を行う。
(積立金管理業務規程)	(積立金管理業務規程)
第180条の11 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項の規定により、積	第180条の13 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の20第1項の規定により、積
立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を	立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を
定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。	定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
(帳簿)	(帳簿)
第180条の <u>12</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、 <u>第15条の16</u> 及び第42	第180条の 14 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の 4 、 $315条の22 及び第42$
条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省	条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省
令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。	令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。
(情報の扱い)	(情報の扱い)
第180条の <u>13</u>	第180条の <u>15</u>
附則(平成29年9月6日)	附則(平成29年9月6日)
(経過措置計画の確認)	(経過措置計画の確認)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査	2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
する。	する。
一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電	一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電
等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引	等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所 <u>及び蓄電所</u> の開発等についての計画書、
に関する計画書その他本機関が必要と認める資料(以下「計画書等」という。)の提出を受け、計画	電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料(以下「計画書等」という。)の提出
書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。	を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。
二・三 (略)	二・三 (略)
附則(令和3年6月24日)	附則(令和3年6月24日)
(一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等)	
第3条 本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画(当該計画を変更す	第3条 <u>削除</u>
る計画を含む。)及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、当日における需給	
ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し	
公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。	

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第96条の3及び第96条の5の規定は、令和6年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。